

# ア ジ ア の 家 族 法

近畿大学法学部教授 小 川 富 之

## 1 はじめに—アジア家族法研究の必要性

国際化時代といわれて久しいが、近年、様々な国の人々が国際的に交流しているようである。日本とのかかわりで概観すると、例えば、日本から外国に出かける日本人の数は、飛躍的に増加しており、1995（平成7）年には1500万人を超える、2008（平成20）年では、1599万人もの日本人が外国に出かけている。当然日本を訪れる外国人も増加しており、その数も2008（平成20）年では915万人で、新規入国者だけを見ても711万人にのぼっている<sup>(1)</sup>。外国人登録者の数も、2008（平成20）年末には211万7426人となり、総人口に占める割合も1.74パーセントとなり、いずれも過去最高を更新している<sup>(2)</sup>。外国人登録令が施行された1947（昭和22）年には63万9368人であったものが、1960（昭和35）年に65万0566人、1970（昭和45）年に70万8458人、1980（昭和55）年に78万2910人と推移し、その後の円高とバブル好景気の時期に急激な増加に転じたようである。その内訳も、かつては韓国・朝鮮人の割合が9割を上回っていたものが、2008（平

成20）年末では中国人が65万5377人で全体の29.6パーセントと最上位で、韓国・朝鮮人が26.6パーセントと続き、主にアジアを中心に、様々な国の出身者が日本に住むようになっている<sup>(3)</sup>。これに2009（平成21）年1月1日現在で11万3072人いるといわれている不法在留者を加えると<sup>(4)</sup>、230万人を超える外国人が私たちの周りで生活していることになる。また、外務省の統計によると、2008（平成20）年10月1日現在の海外在留邦人は111万6993人とすでに100万人を超え、これに日系人を加えると相当数の日本人が外国で暮らしていることになる<sup>(5)</sup>。

日本国内における家族生活も様々な形で国際化が進んでいる。例えば、国内の国際結婚の状況をみると、1970（昭和45）年には婚姻全体に占める国際結婚の割合は0.5パーセントにしかすぎなかったものが、1990（平成2）年には3.5パーセントとなり、2008（平成20）年では、5パーセントを上回る3万6969人となっている<sup>(6)</sup>。外国における日本人と外国人の婚姻の正確なデータはないが、短期および長期を含めて、多くの若者が外国に留学しており、ワーキング・ホリデー等の制度を利用して海外で生活する者も増えている。これらのことから考えて、多く

の国際結婚の存在と、今後の増加傾向が予測される。このような国際結婚の増加から、当然その間に生まれる子どもの数も増加している。2008（平成20）年には、父母の一方が外国人という子どもが年間2万3956人も出生しており、統計を取り始めた1987（昭和62）年の1万0022人と比べて二倍以上に増加している<sup>(7)</sup>。日本人同士の結婚に比べて、国際結婚が離婚に至る確率は高いと考えられ、国際離婚もかなりの数にのぼると思われる。

外国人、特にアジアの国々から日本に来た人々との国際結婚が増加し、その間に生まれる子どもの数が増加し、国際離婚数が増加し、そこに未成熟子がいる場合には、子どもをめぐる複雑な問題の増加が予想される。それぞれの国の慣習、文化および宗教等の違いから、婚姻、親子、離婚といった家族問題にも大きな影響が生じ、問題解決のためには、当然それぞれの国の家族法の相違を明らかにすることが必要とされる<sup>(8)</sup>。

## 2 ローエイシア家族法部会と「アジア家族法」

アジア・太平洋法律協会（The Law Association for Asia and the Pacific、通称LAWA-SIA（ローエイシア））家族法部会（Family Law and Family Rights Section）<sup>(9)</sup>では、加盟国の家族に関する法制度の資料を収集・整理し、必要に応じて提供するために部会内に「アジア家族法研究会」を組織し、ローエイシアに所属する国および地域の家族法の概要を取りまとめ、出版する事業を企画した<sup>(10)</sup>。研究会

で作成した統一形式（第1章「イントロダクション」、第2章「婚姻」、第3章「離婚」、第4章「親子」、第5章「親権・後見・扶養等」、第5章「相続」および第6章「コンクルージョン」）に沿って、母国語および英語で原稿を作成するよう、それぞれの国および地域の家族法の専門家に依頼し、趣旨に賛同してくれた国および地域の家族法の専門家からの原稿が寄せられている。この事業の最終的な目的は、英語版でその成果を出版するとともに、それぞれの母国語で資料を蓄積することであるが、当初はなかなか思ったように事業が進捗していなかった<sup>(11)</sup>。その後、ローエイシア・家族法部会が母体となって設立された「世界会議『家族法と子どもの人権』」<sup>(12)</sup>が1999年に、がローエイシア家族法部会から発展的に独立する<sup>(13)</sup>に際し、家族法部会の前会長ファウラー氏が世界会議の会長に専念するため辞任することになり、その後を受けて、2007年に香港で開催された第20回ローエイシア大会まで筆者がローエイシア家族法部会・会長を担当し、2007年以降は、「アジア家族法研究会」を中心に、この「アジア家族法」に関する事業を継続している。なお、この事業に関しては、日本における必要性を考慮して、対象とする国および地域のうちで、原稿の集まったものについて、内容を更新したうえで、順次日本語への翻訳を行い、「戸籍時報誌」を通じて紹介している<sup>(14)</sup>。

この事業の対象とする国および地域については、(1)東アジア、(2)東南アジア、(3)南アジア、(4)中央アジア、(5)西アジア、(6)オセアニアの6つの領域に分けてとりまとめを進めている。対象とする国および地域は次のとおりである。